



第2次基本計画策定時から現在までの主な動きと 策定のポイント

【国の動き】

- 平成30年 「政治分野における男女共同参画推進法」 施行
- 令和元年 「女性活躍推進法」の一部改正
- 令和2年 「第5次男女共同参画基本計画」を策定
→目標5(ジェンダー平等の実現)を含むSDGs全体の達成に向けた取組を進める方向性が示されている。
- 令和6年 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」を施行
→困難な問題(性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係等により日常生活・社会生活を円滑に営むことが困難)を抱える女性への支援のための施策を推進。

【北海道の動き】

- 平成28年 「北海道女性活躍推進計画」を策定
- 平成30年 「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定
- 平成31年 「第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」を策定
- 令和6年 困難女性支援法に基づく「困難女性支援計画」を策定

【本市の動き】

- 令和3年 「第2次恵庭市男女共同参画基本計画中間見直し版」を策定
- 令和6年 令和8年の「第6期恵庭市総合計画」の策定に向け策定方針を展開

【自治体の動き】

- 各自治体の判断で導入するパートナーシップ宣誓を記述(本市は未導入)

【第3次基本計画策定のポイント】

これらの動きを踏まえて、次期計画の策定時には、下記の内容を考慮することとしたい。

①【国の動きより】

- 参考資料として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」を追加
※「第8条3項に市町村は市町村における基本的な計画を定めるよう努めなければならない」との内容であるが、他部署(女性相談員や重層的支援)にまたがる内容のため、今後他部署と調整していく。本計画では、体系図の重点課題に盛り込み、参考資料として掲載する。

②【他自治体計画より】

- 本市の本計画位置付けを記載。
- 基本目標3の2の重点課題として、性的マイノリティへの記述を追加。基本目標4の3の取組として、多様な性への理解促進を図るような記述を明記。